

類聚歌林

高野正美

21

一、序

億良は齊明六年（六六〇年）に誕生したと推定されているが、そ

の後大宝元年（七一〇年）遣唐少録として続日本紀に記されるまでの消息については明らかにされていない。また唐からは慶雲元年（七〇四年）ないしは四年（七〇七年）頃帰国したといわれるが、

その後靈龜二年(七十六年)伯耆守に任ぜられるまでの間、続日本紀には和銅七年(七十四年)從五位下を授けられたという記事があるのみで、憶良が何処で何をしていたかについても不明である。このように憶良の経歴には不明の事柄が多いが、彼の編纂した類聚歌林についても、それがどんな内容のもので、何時頃、何の目的で編纂されたか、についてはまだ十分に明らかになっていない。この小論ではこうした類聚歌林の疑問について考えてみたい。

二、類聚の範囲

万葉集には古歌集、人麿歌集をはじめ他の歌集から採られた歌が多く現存するが、類聚歌林はこうした歌集とは異質で、その歌が直接万葉集に採られていない事は衆知の如くである。その所在は卷一、五、六、七、八、一〇、一一、一七、一八、卷二、八五、九〇、二〇二、卷九、一六七三の九ヶ所、すべてが左注として作者の異伝、作歌事情の説明にのみ引用されている。卷一の五、六は讃岐國に行幸した時の軍王の歌。七は額田王の歌。但し、類聚歌林は比良の宮に行幸した時の大御歌として記している。八は額田王の歌。但し、類聚歌林では天皇御製とし、額田王の歌は別に四首あるとして記している。一〇、一一は中皇命が紀の温泉に行幸した時の歌。但し、類聚歌林は天皇御製歌として記して、作者の異伝を記している。一七、一八は、「額田王の近江に下りし時作れる歌、井戸の王すなわち和ふる歌」という題詞をもったものだが、類聚歌林では「都を近江に遷し時、三輪山を御覽せる御歌なり」と、天皇の歌として記している。八五は磐姫皇后が天皇を偲んで作った歌であり、類聚歌林にも採られているが、その類歌が九〇にあつて、古事記の記事と相違し

ている事をあげている。二〇二は柿本人麿の作った高市皇子殯宮の時の挽歌の一首だが、類聚歌林では「檢限女王の泣沢の神社を偲むる歌」としている。一六七三は、大宝元年一〇月、持統、文武天皇が紀伊國行幸の時の歌、一三首の中の一首だが、類聚歌林は、この歌を長恩寸意吉麻呂が詔に応へて作った歌だとしている。

このように万葉集と類聚歌林とは、作者に異伝がみられ、それについて諸説があるが、ここでは、要するに類聚歌林が万葉集に採りあげられる契機となつたのが作者の異伝や作歌事情の説明であつた事を指摘するにとどめたい。この事から類聚歌林は、「古歌を分類編纂し、作歌事情等をも記載した書」(山上憶良が分類編纂した古歌集)「歌を分類して集めたもので、作者や作歌事情なども附記したものと思われる」と諸説一致して古歌の分類編纂したもので、作者や作歌事情を記したものとして記している。確かに類聚歌林はこうした意味での歌集であつたろうが、作者の異伝や作歌事情の記されている歌は、先掲の如く、すべて古い皇室の伝説か行幸に關係しているものに限定される。勿論これらの歌が歌林所載の総てでなく、その片鱗に過ぎないが、少なくともその片鱗からでも、この歌集の性質が窺えるのではなからうか。それは他の歌集古歌集、人麿歌集、金村歌集等の数首を切りはなして他の歌と比較した時、全くそれらと異質のものを認める事が出来ないことからして容易に推測し得る。つまりその性格とは、当時の宮廷に残されていた伝説歌や行幸に關する歌の類聚と、その作者、作歌事情の説明という事になるうか。先掲の諸説は単に古歌の編纂としているが、こうした限定をした上での古歌の分類編纂とみるのが妥当だと思われる。尚、伊丹末雄氏は卷一、一、四、九の歌も用字法などからみて、やはり類聚歌

林

歌

林から採つたのではないかとわれているが、もしこれ等の歌が總て類聚歌林から採られたものであるとすれば、より一層右の推定を強固なものとする事が出来よう。また沢瀉博士は「武田博士は正倉院文書天平勝宝三年の条(大日本古文书卷十一「追加五」四七四頁)に見える市原王が書きしめたる「歌林七卷」が類聚歌林をさすものではないかと述べている。正子内親王繪合、清輔の袋草紙卷一、和歌現在書目録古来風体抄八雲御抄等にその名が見え、平等院の宝藏にあるとあるが、既に今より七八百年前に於いて親しく見たものもない有様で、万葉以外にもその引用も見えない。」と武田博士の説を紹介しているが、単に「歌林」とあるのみで、これを即類聚歌林とするのは疑わしい。

三、成立時期

先述の内容をもつた類聚歌林は何時頃成立したのであろうか。まず類聚歌林が左注に引用されている歌についてみると、仁徳天皇代(磐姫皇后)舒明天皇代(軍王、額田王)齊明天皇代(額田王、中皇命)天智天皇代(額田王)持統天皇代(高市皇子の挽歌で、或書(反歌)文武天皇代(長恩寸意吉麻呂)であり、最後の文武天皇代の歌が最も新しいものである。これは大宝元年十月、持統、文武天皇が紀伊國行幸の折の歌なので、少なくともその成立は大宝元年(七〇一)以後という事になる。所が卷一、六の左注には、山上憶良の大夫の類聚歌林に曰はく、記に曰はく、天皇の十一年……」の「記」は、諸注一致して古事記ではなく、日本書紀であるとしている。とすると、その成立は少なくとも養老四年(七二〇)以後、憶良の没したと推定しうる天平五年七三三以前という事になる。この

間で可能性を考えてみると、まず神龜三年(七二六)には筑前守として赴任し、天平四年帰京したと思われる。この間は北九州にあつて資料も入手し難かつたであらうので、まず不可能という事になる。残るのは養老四年から神龜二年までの間と、天平四年、帰京してから没したと推定される天平五年の間という事になるが、後者は僅か一年であり、一応の可能性は考えられるものの、「貧窮問答歌」「沈病自哀文」「悲歎俗道……」「老身重病経年辛苦……」のような憶良の歌からしても、とても歌集を編纂出来る精神状態ではなかつたろう。従つて、養老四年神龜二年の間という事になるが、その間憶良は、養老五年には東宮侍講として披露されており、また最も宮廷に接近した時期でもあるので、資料の蒐集等を考慮してみて、最も可能性の濃い時期と考えられる。

しかし、類聚歌林の成立時期については、既に沢瀉博士は、類聚歌林に引用されている書紀の記事によつて、その成立が書紀成立以後であると断断は出来ないが、書紀の成立が養老四年、憶良の東宮に侍したのが翌五年であることから、編纂時期を養老末から神龜のはじめ、つまり憶良が東宮に近侍した頃とされている。また川崎甫之氏も日本書紀の引用を理由に、それを「編纂年時の上限」とし、神龜二年頃他に転出したとの理由から、東宮時代の編纂であるとして記している。私も先述の通り、ほぼ同じ理由でこの説に賛成したい。

四、編纂の目的

続日本紀によると養老五年、東宮侍講として、佐為王、伊部王、紀朝臣男人、目下部宿禰老、山田史三方、山上憶良、紀朝臣清人、

朝来直賀夜須、越智直広江、船連大魚、山口忌寸田主、楽浪河内、大宅朝臣兼麻呂、土師宿禰百村、塩屋連吉麻呂、刀利宣命等が選ばれている。このうち万葉集と懐風藻に名を残しているものは、紀朝臣男入、山田史三方、刀利宣命であり、万葉集のものは佐爲王、山上憶良、土師宿禰百村、懐風藻のみは越智直広江、塩屋連吉麻呂等である。これらの人々からしても聖武天皇をとりまく人々の性格が窺えるわけであるが、これ等の多くは長屋王の宴席に侍っている者で、これは恐らく右大臣長屋王の抜擢によるものであったろう。

所で、これらの人々はそれぞれの専門の進講に当たったと思われるが、純日本紀には明経第一の博士として越智直広江、明法として塩屋連吉麻呂、文章としては山田史三方、紀朝臣男入、楽浪河内（高丘連河内）また算術として山口忌寸田主がそれぞれ記されている。また家伝下によれば、右の人々のうち、風流侍従として狹井王、宿備として越智直広江、塩屋連吉麻呂、文雅として紀朝臣清人、山田史御方、高丘連河内、曆竿として山口忌寸田主がそれぞれ記されている。その他の人々については何を専門に進講したか明らかでないが、風流侍従の狹井王が佐爲王ならば、王は万葉歌人でもあることからして、作歌の指導に当たったのかも知れない。勿論、藝の文学たる和歌が、帝王教育上明経、明法、文章、算術と同等に扱われたかどうか疑問である。だが、藤原宇合が西海道（注10）の節度使に任命された時、天皇が歌を与えている（巻六・九七三―四）。これは公的な場のものであり、仮にこの歌が天皇の作でないにしろ、こうした折の作歌についての教育も当然なされていたと考えても差しつかえあるまい。

った旅人に送ったものかもしれないし、また「作家を学びつつあった家持に与えたものであったかも知れない。万葉集によれば子に先立たれたと覚しい憶良にとつて、苦心の末に成った類聚歌林——中略——を最も役立てる途は、大伴父子、特に前途有為な家持に提供することにあったはずであると思ふ。」とされ、更に、「山柿の門」の「柿」に人麿歌集、「山」に類聚歌林が潜んでおり、「幼き年には山柿の門に遊（注11）らずして裁歌の趣、詞を聚林に失ふ」（巻一七、三九六九の前文）の「聚林は類聚歌林」であるとして、（注11）は類聚歌林が引用されているが、巻九の編纂が家持の作業であるといわれており、もしそうだとすれば、或は後に家持にも伝わったのだらう。

五、結び

類聚歌林をめぐって、その内容が宮廷に伝誦されている古歌、及び行幸等に關しての類歌であったこと、その成立は憶良が東宮侍講に抜擢された養老五年から、神亀二年筑前守として赴任する以前、つまり神亀二年の間であること、編纂の目的は当時の皇太子であった聖武天皇への進講の爲であったこと、また天皇御製歌は一般に雑歌が多いが、その中で相聞を歌っている点はユニークであり、それは類聚歌林の形勢かも知れないこと等について述べて来た。つまり類聚歌林は、単なる古歌の類聚ではなく、特殊な意図のもとに成立したもので、その内容が宮廷関係の歌の作者の異伝や作歌事情についてであるという偏在の仕方も、「進講」の爲であったという事で悉く解決するのである。

さて、それでは憶良はどうであったのか。憶良については、「彼が入唐して唐の学問文化を学び、豊富な新知識をもつてゐた学者であったことによるものと思はれる。」（注9）といわれている。確かにこうした一面もあったかも知れない。しかし留学生でもない彼が、果して在唐中にどれ程学問についての新知識をものにしたか疑問であり、またたとえ豊富な知識を持っていたにせよ、それが進講に必須のものであったか頗る疑わしい。では一体憶良は何を進講したのか。ここで類聚歌林の成立を振り返ってみると、それが憶良の東宮侍講時代と推定される事、またその内容が宮廷関係の歌の注釈である事等からして、憶良の進講したのは古い宮廷歌についてではなかったかと思われる。宮廷歌についての知識が天皇として必要であったことは先述の宇合に与えた事をもつても明らかである。つまり、類聚歌林は憶良が聖武に進講するに際して編纂したものである。

万葉集には、雄略、舒明、斉明、天智、天武、持統、文武、元明、元正、聖武、孝謙と厩代の天皇の歌は程んど採られているが、その大半が雑歌で、三六首（七三・四〇％）相聞が九首（一八・四％）挽歌四首（八・二％）という比率になっている。そのうち相聞を歌ったのは岡本天皇（舒明か斉明）が三首、天智一首、天武二首、聖武三首の四人の天皇であり、持統天皇以後は聖武天皇唯一人で、特殊な存在である、という報告がすでにある。こうした聖武天皇のユニークな存在（注10）も直接ではないにしても、類聚歌林の形勢によるものかも知れない。

所が、類聚歌林について、伊丹末雄氏は、この歌集を万葉集の編纂に利用したのは大伴家持であり、その経路は憶良が晩年上司であ

- 注① 武田祐吉博士「万葉集全注釈三」七六頁
 ② 沢瀧久孝博士「万葉集注釈一」九三頁
 ③ 日本古典文学大系「万葉集一」二六頁
 ④ 「万葉集と類聚歌林」学燈社国文学九卷一〇号
 ⑤ 「山上憶良の生涯とその作品」春陽堂万葉集講座第一卷、一六〇頁
 ⑥ ①の前掲書七七頁、②の前掲書、金子元臣氏「万葉集評釈一」四七頁
 ⑦ ⑤の前掲書一六一頁
 ⑧ 「記紀万葉の世界」一六五頁
 ⑨ 次田真幸氏「山上憶良論」一五六頁。（万葉集大成9所収）
 ⑩ 竹末辰之氏が「万葉集と聖武天皇」と題して、昭和四十一年垂水会七月例会で口頭報告
 ⑪ ④の前掲書
 ⑫ 中西進先生「万葉集の比較文学的研究」六九八頁